

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第9号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年3月19日 07時00分ごろ	
発生場所	北海道函館市函館港西副防波堤灯台から真方位114° 2,300m付近 （概位 北緯41° 47.2′ 東経140° 43.5′）	
事故等調査の経過	平成23年3月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 ^{ガオ シン}GAO XIN 6(シエラレオネ共和国)、4,519トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 9526849（IMO 番号）、ZHEJIANG GAO XIN SHIPPING CO.,LTD</p> <p>乗組員等に関する情報 船長（中華人民共和国籍）、外国免状</p>	
死傷者等	なし	
損傷	本船 左舷船尾端に破口を伴う凹損 岸壁 岸壁車止め破損	
事故等の経過	本船は、船長ほか13人が乗り組み、函館港の万代ふ頭南側第1岸壁前面水域で同岸壁に左舷着けするため、操船補助船を使用することなく、右舷錨を投下し、機関及び舵を使用して同岸壁に接近したところ、右舷後方からの風の影響により左舷船尾が同岸壁に向けて圧流され、左舷船尾端が同岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 7～8、視界 良好	
その他の事項	本船は、空倉で船首約2.0m、船尾約4.8mの喫水をもって、函館港へ入港した。 船長は、函館港入港が初めてであり、代理店に連絡し、天候回復時まで着岸の延期や着岸に先立ち、操船補助船を手配することは可能であったが、経費節減のため、強風の下、自力で着岸操船を行った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、風力7～8の南西風が吹く状況下、函館港の岸壁に着岸作業中、風により同岸壁に向けて圧流されたことから、左舷船尾端が同岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、天候回復を待つか、操船補助船を利用していれば、本事故を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、風力7～8の南西風が吹く状況下、本船が、函館港の岸壁に着岸作業中、風により同岸壁に向けて圧流されたため、左舷船尾端が同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	